

# 工場立地法 届出の手引き

平成 30 年 4 月 1 日改訂

八女市 企画部 商工・企業誘致課

〒834-8585

福岡県八女市本町 647

電話 0943-23-1153

FAX 0943-24-8003

## 第 1 工場立地法とは？

---

### 1. 工場立地法の目的

工場立地法（昭和34年法律第24号）は、工場立地が周辺地域の環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、工場の新設・変更の際に事前に届出を行うことを義務づけています。この際、生産施設、緑地、環境施設の面積は一定の規制を受けます。

### 2. 法の対象となる工場

次の2つの要件を満たす工場（「特定工場」という）が対象となります。

#### ① 業種の要件

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業（水力、地熱発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業

#### ② 規模の要件

敷地面積 9,000㎡以上 または 建築物の建築面積の合計 3,000㎡以上

### 3. 届出

工場の新設や、既に届け出ている工場の変更を行う場合は、工事着工の 90日前までに所定の書類を届出なければなりません。

届出内容が適当であると認められる場合は、10日に短縮することができます。

（書類の不備等により審査に 10日以上時間を要する場合がありますので事前にご相談ください。）

※ 届出先につきましてはP. 8をご参照ください。

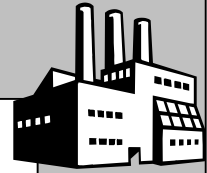
### 4. 準則（規制内容）

生産施設面積	敷地面積の30～65%以内
緑地面積	敷地面積の20%以上
環境施設面積	敷地面積の25%以上

※ 環境施設は、敷地の周辺部に15%以上配置しなければなりません。

※ 既存工場（法が施行された昭和49年6月28日以前に設置された工場）には特例措置があります。

## 工場敷地



○生産施設面積比率の上限が、業種により30、35、40、45、50、55、60、65、のいずれかに決められる。

○その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）に関する規制はない。

建築基準法の建坪率規制を受ける

○緑地を含む環境施設の面積の割合について

→25%以上（ただし、敷地周辺に15%以上配置）

→25%のうち緑地20%以上。

残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、一般公開された体育館、企業博物館等）

◇「地域準則」（法第4条の2）

市町村が、地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できる。

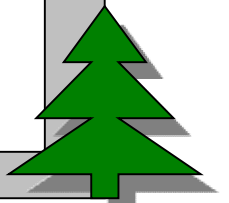
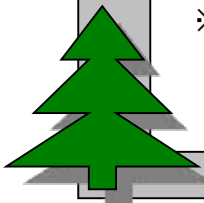
（※ 現在、八女市では設定していません。）

◆「八女市準則」（地域未来投資促進法第9条第1項）

八女市は、地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて、緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を次の表に示す区域に限り独自に条例にて設定しております。

種別	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
乙種区域	今福工業団地 鶴池第1工業団地	10%以上	15%以上
丙種区域	室岡工業団地 鶴池第2工業団地	5%以上	5%以上

※ 八女市の他の区域は、P2の工場立地法の準則どおり。



## 第2 工場立地法届出書類作成にあたって

### 1. 届出が必要な場合

新設届出	<input type="radio"/> 特定工場を新設する場合 <input type="radio"/> 増築や敷地の増加により特定工場の要件を満たすこととなる場合
変更届出	新設の届出をした工場が、次のいずれかの事項を変更する場合 <input type="radio"/> 敷地面積の変更 <input type="radio"/> 生産施設面積の変更（減少のみの場合は届出不要） <input type="radio"/> 緑地、環境施設面積の変更 <input type="radio"/> 緑地、環境施設の配置の変更 <input type="radio"/> 製品の変更
その他の届出	<input type="radio"/> 社名、所在地の変更 <input type="radio"/> 承継（届出をした特定工場を別法人が引き継ぐ場合） <input type="radio"/> 廃止（届出をした特定工場を廃止する場合）

### 2. 届出書類

#### (1) 工場の新設・変更の届出書類

	届 出 書 類	新 設	変 更
1	特定工場新設（変更）届出書	○(*1)	○(*1)
2	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）		
3	届出の概要	○	○
4	業種別生産施設面積整理表	△(*2)	△(*2)
5	準則計算表	○	○
6	準則計算推移表	○	○
7	特定工場における生産施設の面積	○	○
8	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	○	○
9	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	△(*3)	△(*3)
10	事業概要説明書	○	○
11	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	○	○
12	特定工場用地利用状況説明書	○	○
13	特定工場の新設等のための工事の日程	○	○

\* 1 : 新設（変更）届出にあわせて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、No.1 に代えてNo.2 を提出。

\* 2 : 生産施設面積率が異なる2つ以上の業種がある場合のみ作成。

\* 3 : 隣接する緑地・環境施設を複数の事業者で維持管理する場合のみ作成。

(2) その他の届出書類

	届出書類	届出が必要な場合
14	氏名(名称、住所)変更届書	社名等を変更する場合
15	特定工場承継届出書	合併や分社化等により工場を承継する場合
16	特定工場廃止届	工場を廃止する場合

3. 生産施設とは？

(1) 生産施設の定義

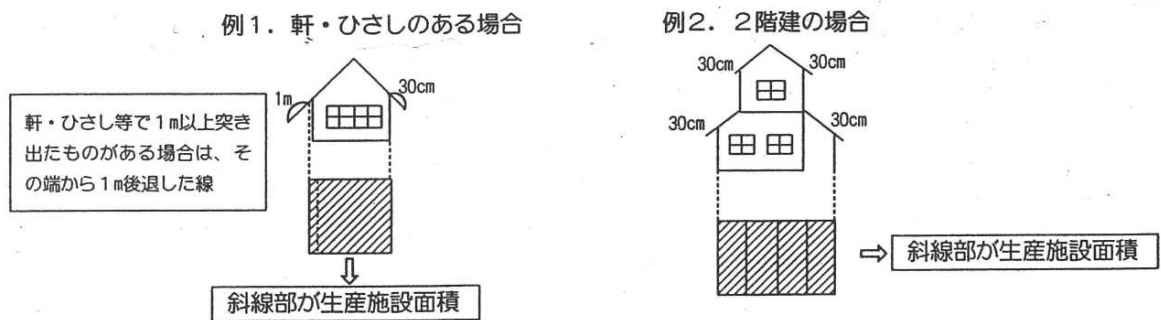
- ・生産施設とは、①製造を行う機械等が設置されている建物
- ②屋外プラント類
- ・準則(規制内容):敷地面積の30～65%以内(率は業種毎に定められています。別紙の「業種別生産施設面積率一覧表」を参照してください。)

(2) 生産施設の具体例

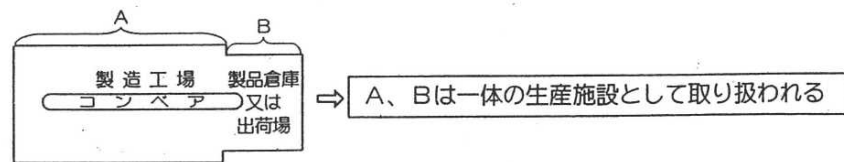
施設名	生産施設に該当するか否かの判断
① 事務所、研究所、食堂	独立の建築物であるものは非生産施設。
② 倉庫関連施設	もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は非生産施設。
③ 出荷・輸送関連施設	生産工程の一環として製品の包装・荷造(梱包)を継続して行う施設は生産施設。
④ 用役施設	自家発電施設(受変電施設及び用水施設を除く。)、ボイラー、コンプレッサー、熱交換器等は生産施設。ただし、受変電施設及び用水施設は非生産施設。
⑤ 煙突煙道等排煙施設	非生産施設。
⑥ 検査所(試験室)	生産工程の一環として行われる検査施設は生産施設。独立して製品の技術開発を目的とする検査所・試験室は非生産施設。
⑦ 修理工場	製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設。
⑧ 公害防止施設	自らの工場における排出物を処理するための施設は非生産施設。ただし、当該施設によって有用成分の回収または副産品の生産を行う場合は原則として生産施設。
⑨ 休廃止施設	一時的な遊休施設は生産施設。また、廃止された施設であっても、撤去されない限り、原則として生産施設。
⑩ 試作プラント	原則として非生産施設。ただし、実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、試作品を販売する場合は生産施設。
⑪ 地下に設置される施設	非生産施設。

### (3) 生産施設面積の測定方法

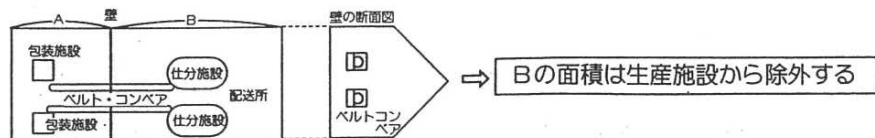
- ・生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。(建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法)
- ・工場建屋の面積の測定方法の具体例



例3. 同一工場内に製造装置と倉庫、出荷場があり壁で明確に区分されていない場合



例4. 壁で明確に仕切のある倉庫、出荷所

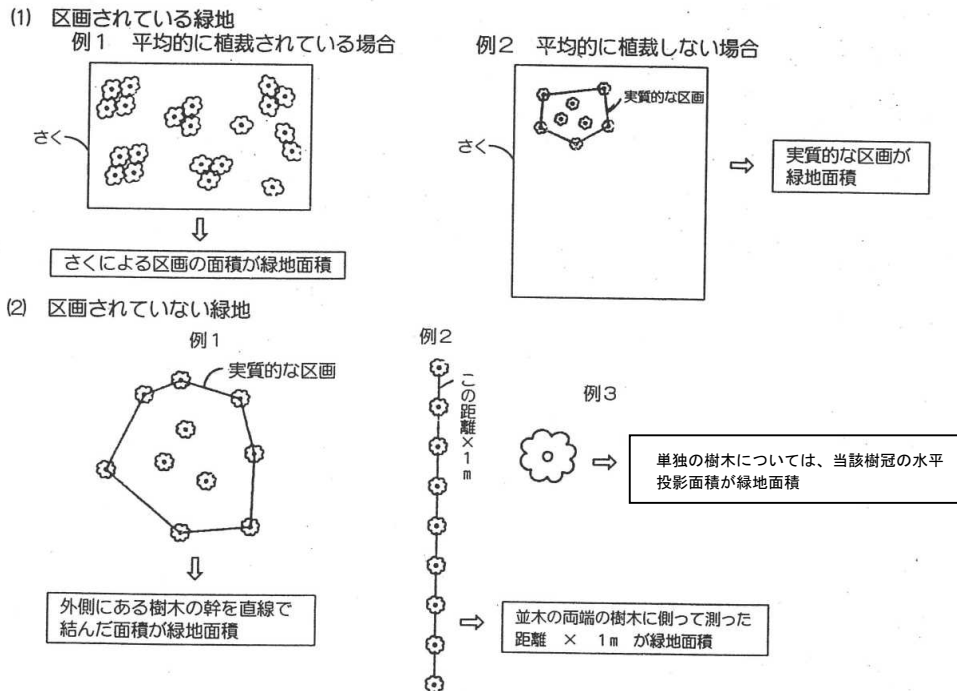


## 4. 緑地とは？

### (1) 緑地の定義

- ・緑地とは、土地又は施設に設けられるもので、建築物施設の屋上その他の屋外に設けられる次のいずれかに該当するもの
  - ①樹木が生息する区画された土地等であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するもの
  - ②低木、芝、その他の地被植物（手入れがされているものに限る）で表面が被われている土地等
- ・準則（規制内容）：敷地面積の20%以上
- ・緑地は環境施設の内数となります。緑地のみを設置する場合は緑地だけで25%以上が必要です。

## (2) 緑地の測定方法



## (3) その他

- ・ 下記①～③については、緑地面積率の4分の1を上限として緑地に算入することができる。
  - ①屋上緑化・・・建築物等の屋上を緑化すること。プランター等容易に撤去できるものは不可。
  - ②壁面緑化・・・建築物やフェンス等の直立している部分を緑化すること。緑地の面積は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とする。
  - ③駐車場緑化・・・芝生保護材等を利用して駐車場を緑化すること。

## 5. 環境施設とは？

### (1) 環境施設の定義

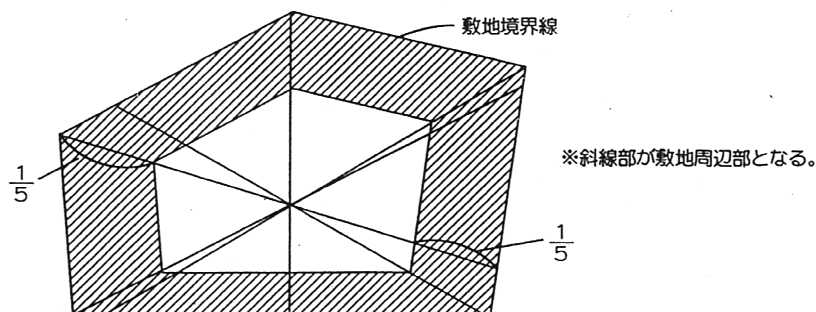
- ・ 環境施設とは、緑地、噴水、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、太陽光発電施設その他これらに類する施設であり、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの。
- ・ 準則（規制内容）：敷地面積の25%以上
- ・ 環境施設は、オープンスペースで、かつ美観等の面で公園的に整備されている、等の条件を満たしている必要があります。

### (2) 環境施設的具体例

施設名	環境施設に該当するか否かの判断
① 広場	散歩、キャッチボール等の簡単な運動や集会等に利用できる整備された場所。単なる広場、玄関前の車まわりのような場所は不可。
② 屋外運動場	野球場、陸上競技場、テニスコート、バレーボール場等。
③ 調整池	美観等の面で公園的に整備されているもの。単なる貯水池は不可。
④ 雨水浸透施設	浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地のうち、地下水源の涵養、浸水被害の防止等の効果が十分に見込まれるもの。
⑤ 太陽光発電施設	太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など一連の機械又は装置。ただし、電気供給業としての発電施設は不可。

### (3) 環境施設の配置

- ・環境施設は、敷地面積の15%以上を敷地周辺部に配置しなければなりません。
- ・敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1の距離だけ内側に入った点を結んだ線（「5分の1ライン」という）と、境界線との間に形成される部分をいいます。



## 6. 工場立地法の特例

### (1) 既存工場

昭和49年6月28日（法施行日）にすでに設置されていた工場（「既存工場」という）には、準則の特例が適用されます。詳しくは、別紙Q&Aの「6. 既存工場について」をご参照ください。

### (2) 地域未来投資促進法における緑地等の面積規制に係る措置

八女市の工業団地は、準則値の緩和措置があります。

適用される工業団地とその準則値は、P. 3「八女市準則」をご参照ください。

## 7. 届出先

八女市 企画部 商工・企業誘致課 企業誘致係 〒834-8585 八女市本町647番地 お問い合わせ先（電話）：0943-23-1153
--

- ・新設または変更の届出は、工事着工予定日の90日前までに行ってください。  
届出内容が適当であると認められる場合は、「実施制限期間の短縮申請」により10日に短縮することができます。

（書類の不備等により審査に10日以上時間を要する場合がありますので事前にご相談ください。）

- ・届出部数：1部



### 第3 届出書記載例

#### 新設届出の概要

フリガナ	〇〇〇カブシキガイシャ		資本金 (千円)	1,000,000
会社名	〇〇〇株式会社			
住所	〒	□□□□□□□□	設備投資予定額 (百万円)	用地費
	〇〇県〇〇郡〇〇町7-7 (TEL: 092-123-4567)		2,000	500
届出理由	<p>これまで〇〇町で操業しておりましたが、建物の老朽化と生産需要の変化に伴う能力向上のため、新工場を建設し既存施設の移動並びに新規事業に着手するものです。</p>			
届出内容	生産施設	△△製造工業	2,500㎡	
	緑地	樹木・芝混植地	2,000㎡	
	環境施設 (緑地除く)	グラウンド	1,000㎡	
	製品名	△△		
	敷地面積	10,000㎡		

## 変更届出の概要

フリガナ	〇〇〇〇カブシキカイシャ		資本金 (千円)	1,000,000
会社名	〇〇〇 株式会社			
住所	〒 □□□-□□□□ □□郡◇◇町7-5-8 (TEL: 092-123-4567)		設備投資予定額 (百万円)	用地費
			2,000	500
届出理由	当社で製造している△△の需要増加に伴い、生産施設面積を増加するものです。			
届出内容		変更前	変更後	
	生産施設	△△製造工場 1,500㎡ ◇◇製造工場 1,000㎡	△△製造工場 2,000㎡ ◇◇製造工場 1,500㎡	
	緑地	樹木・芝混植地 2,000㎡	変更なし	
	環境施設	グラウンド 1,000㎡	変更なし	
	製品名	△△△	変更なし	
	敷地面積	10,000㎡	10,000㎡	

## 業種別生産施設面積整理表

生産施設の名称	施設番号	生産施設面積 (㎡)			製品名	業種 (P1) 及び業種の分類 (分類番号)	生産施設面積率 (r)	既存生産施設敷地計算係数 (α)	備考
		変更前	変更後	増減面積					
伸鉄工場	セー1	1,500	1,500	0	鋼板	(P1) 伸鉄製造業 (2235)	0.4	1.3	
	セー3	0	500	+500					
	計	1,500	2,000	+500					
コークス製造工場	セー2	1,000	1,000	0	コークス	(P2) コークス製造業 (1731)	0.3	1.4	
	セー4	0	300	+300					
	計	1,000	1,300	+300					

※ 生産施設面積率 (30~75%) が異なる2以上の業種に属する場合のみ作成してください。  
2以上の業種であっても、面積率 (r)、係数 (α) がとも同じであれば作成不要です。

# 準則計算表

[例1] 単一業種の工場

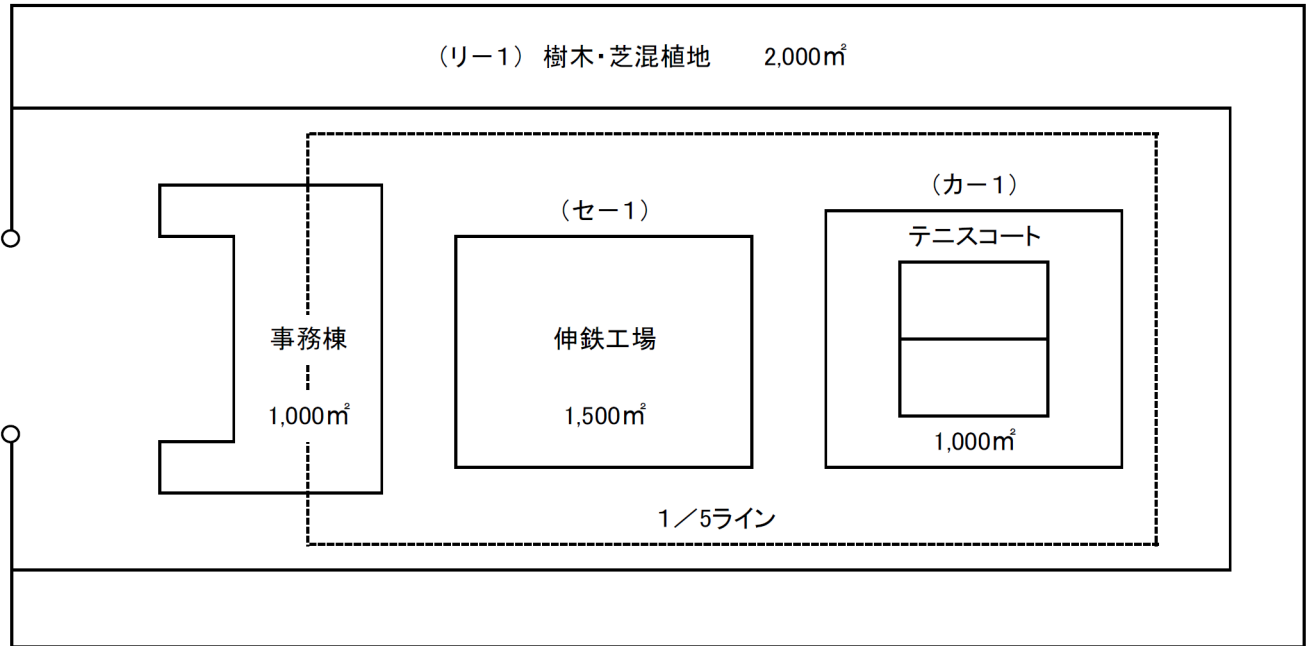
「生産施設面積率」  
敷地面積に対する生産施設の面積の割合は業種別に30～75%の範囲で9段階に区分されています。

2以上の業種の場合は細分類番号、生産施設面積率(γ)を併記して下さい。

中分類業種名	鉄鋼業
細分類番号	2235 (伸鉄業)
γ : 0.4	

(1) 生産施設	$P \leq \gamma S$ $S = 10,000\text{m}^2$ $\gamma = 0.4 \rightarrow$ 団地特例が適用される場合はP.42の準則値一覧を参照 $P = 1,500\text{m}^2$ $1,500 < 0.4 \times 10,000 = 4,000$ (小数点以下切捨て) ∴ 準則適合	[例2] 2以上の業種の工場
		※ 兼業の新設の場合 → P.11 [業種別生産施設面積整理表] を作成 $\sum_{i=1}^n p_i/r_i \leq S$ 左辺 = $p_1/r_1 + p_2/r_2$ = $1,500/0.4 + 1,000/0.3$ = $7,083.333$ (切り上げ) = $7,084 < 10,000$ ∴ 準則適合 $S = 10,000\text{m}^2$ $r_1 = 0.4$ $r_2 = 0.3$ $P_1 = 1,500\text{m}^2$ $P_2 = 1,000\text{m}^2$
(2) 緑地	$G \geq 0.2S$ $S = 10,000\text{m}^2$ $G = 2,000\text{m}^2$ $2,000 \geq 0.2 \times 10,000 = 2,000$ (小数点以下切上げ) ∴ 準則適合	「緑地面積率」 敷地面積に対する緑地面積の割合は20%以上なければなりません。 ※ 団地特例が適用される場合は、P.42の準則値一覧を参照して下さい。
(3) 環境施設	$E \geq 0.25S$ $S = 10,000\text{m}^2$ $E = 3,000\text{m}^2$ (緑地面積 2,000m <sup>2</sup> + 環境施設面積 1,000m <sup>2</sup> ) $3,000 > 0.25 \times 10,000 = 2,500$ (小数点以下切上げ) ∴ 準則適合	「環境施設面積率」 敷地面積に対する環境施設(緑地含む)面積の割合は25%以上なければなりません。 ※ 団地特例が適用される場合は、P.42の準則値一覧を参照して下さい。
(4) 環境施設の配置	$E_s \geq 0.15S$ $S = 10,000\text{m}^2$ $E_s$ (敷地周辺部の環境施設) = 2,000m <sup>2</sup> $2,000 > 0.15 \times 10,000 = 1,500$ (小数点以下切上げ) ∴ 準則適合	「環境施設の配置」 環境施設は、敷地面積の15%以上を当該工場の敷地周辺部に配置しなければなりません。 (環境施設面積の割合「25%」のうち15%を周辺部に配置) ※ 団地特例が適用される場合は、記載不要です。

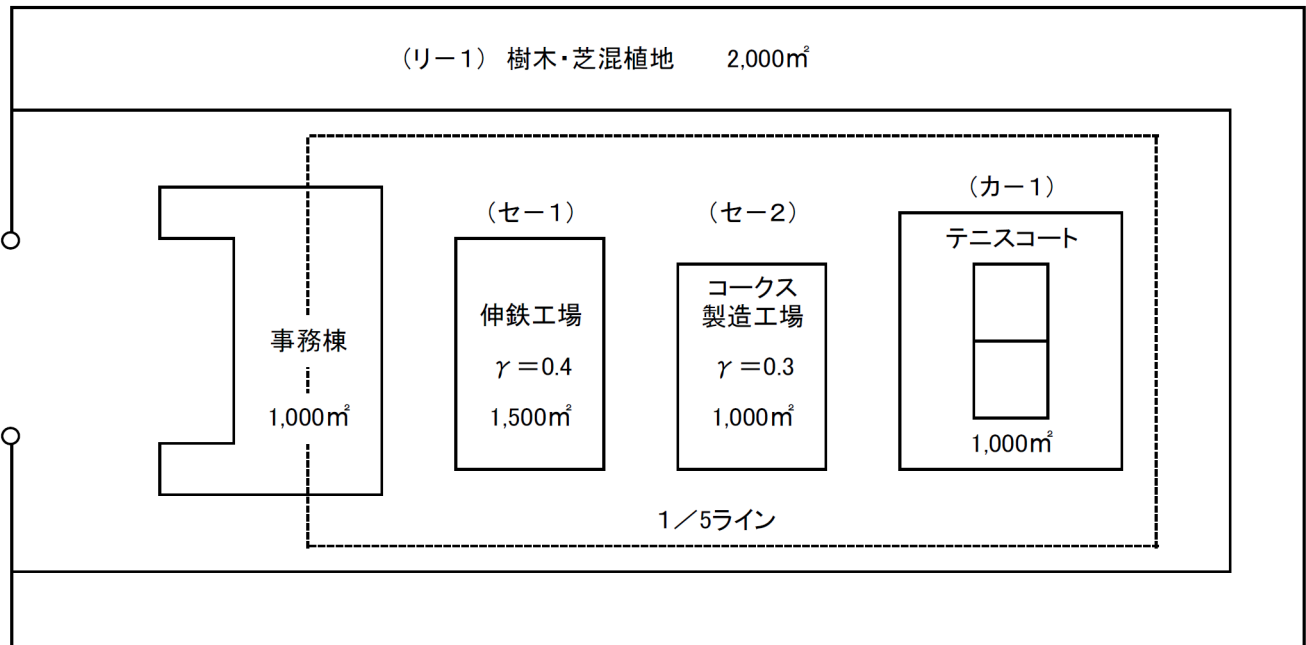
[例1] 単一業種の工場



- |               |                        |                   |                         |
|---------------|------------------------|-------------------|-------------------------|
| ※ 敷地面積        | $S = 10,000\text{m}^2$ | 敷地周辺の環境施設面積       | $E_s = 2,000\text{m}^2$ |
| 生産施設面積 (セ-1)  | $P = 1,500\text{m}^2$  | (1/5ライン外側面積、リー-1) |                         |
| 緑地面積 (リー-1)   | $G = 2,000\text{m}^2$  |                   |                         |
| 環境施設面積 (カー-1) | $E = 3,000\text{m}^2$  | (リー-1)            |                         |

[例2] 2以上の業種の工場

※ 生産施設面積率  $\gamma$  (0.3~0.75) が異なる2以上の業種に属する工場の場合



- |                |                        |                   |                         |
|----------------|------------------------|-------------------|-------------------------|
| ※ 敷地面積         | $S = 10,000\text{m}^2$ | 敷地周辺の環境施設面積       | $E_s = 2,000\text{m}^2$ |
| 生産施設面積 (セ-1・2) | $P = 2,500\text{m}^2$  | (1/5ライン外側面積、リー-1) |                         |
| 緑地面積 (リー-1)    | $G = 2,000\text{m}^2$  |                   |                         |
| 環境施設面積 (カー-1)  | $E = 3,000\text{m}^2$  | (リー-1)            |                         |

# 準則計算表

(既存工場)

※ 既存工場の準則計算については、下表の算式を使用。すなわち、  
 ①生産施設 … S49.6.28時点の生産施設面積(P0)から増設可能であるかどうかを判断。  
 ②緑地 … 今回設置する生産施設面積に応じて緑地を設置する。(最終的に20%緑地を設置)  
 ③環境施設 … 今回設置する生産施設面積に応じて環境施設を設置する。(最終的に25%環境施設を設置)

2以上の業種の場合は細分類番号、生産施設面積率(γ)及び既存生産施設用地計算係数(α)を併記して下さい。

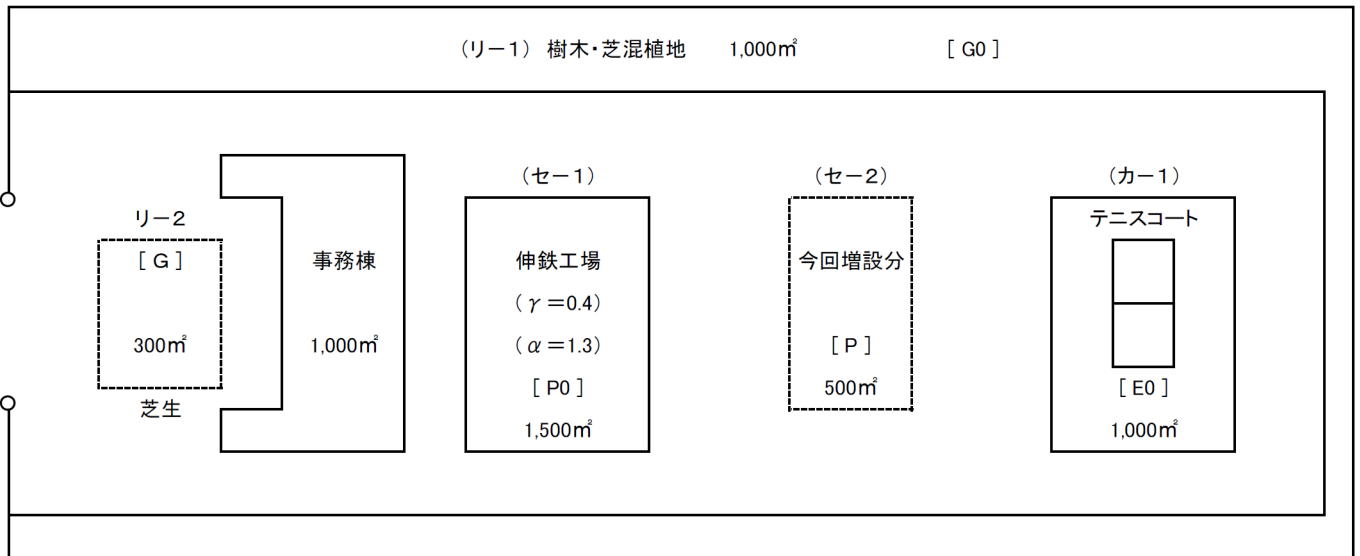
中分類業種名	鉄鋼業、石油製品・石炭製品製造業
細分類番号	2235(伸鉄業)、1731(コークス製造業)
γ1 : 0.4、γ2 : 0.3、α1 : 1.3、α2 : 1.4	

(1) 生産施設	[例3] 既存工場(単一業種)	[例4] 既存工場(2以上の業種)
	$P \leq \gamma(S - P0 / \gamma \alpha) - P1$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 500㎡                  P0 = 1,500㎡ 右辺 = 0.4(1,000 - 1,500 / 0.4 × 1.3) - 0                  P1 = 0㎡ = 2,846 (端数切捨て)                  P = 500㎡ 左辺 &lt; 右辺                  ∴ 準則適合</p>	$\sum_{j=1}^n p_j / r_j \leq S - \sum_{j=1}^m p_{0j} / r_j \alpha_j$ <p>(2以上の業種) → P.11「業種別生産施設面積整理表」を作成                  S = 10,000㎡ 左辺 = 500 / 0.4 + 300 / 0.3 = 2,250                  P01 = 1,500㎡ 右辺 = 10,000 - (1,500 / 0.4 × 1.3 + 1,000 / 0.3 × 1.4)                  γ1 = 0.4 = 4,734.4322...                  α1 = 1.3 = 4,734 (右辺切捨て)                  P02 = 1,000㎡ γ2 = 0.3 α2 = 1.4                  P1 = 500㎡ P2 = 300㎡ 左辺 &lt; 右辺 ∴ 準則適合</p>
	(2) 緑地	$G \geq P / \gamma (0.2 - G0 / S)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 300㎡                  P = 500㎡ 右辺 = 500 / 0.4 (0.2 - 1,000 / 10,000)                  G = 300㎡ = 125 (端数切上げ)                  G0 = 1,000㎡ 左辺 &gt; 右辺                  ∴ 準則適合                  300 - 125 = 175 は次回G0に算入                  次回G0 = 1,000 + 175 = 1,175</p>
(3) 環境施設	$E \geq P / \gamma (0.25 - E0 / S)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 300㎡                  P = 500㎡ 右辺 = 500 / 0.4 (0.25 - 2,000 / 10,000)                  E = 300㎡ = 62.5                  E0 = 2,000㎡ = 63 (端数切上げ)                  左辺 &gt; 右辺                  ∴ 準則適合                  300 - 63 = 237 は次回E0に算入                  次回E0 = 2,000 + 237 = 2,237</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n p_j / r_j (0.25 - E0 / S)$ <p>S = 10,000㎡ 左辺 = 400                  P1 = 500㎡ 右辺 = (500 / 0.4 + 300 / 0.3) (0.25 - 1,000 / 10,000)                  γ1 = 0.4 = 337.5                  P2 = 300㎡ γ2 = 0.3                  E0 = 1,000㎡ E = 400㎡ 左辺 &gt; 右辺                  ∴ 準則適合                  400 - 338 = 62 は次回E0に算入                  次回E0 = 1,000 + 62 = 1,062</p>

※ 既存工場において緑地面積率及び環境施設面積率が準則値をクリアしている場合は、上記(2)及び(3)によらず、次のように記載する。  
 (2) 緑地 G1 / S × 100 = 2,100 / 10,000 = 21% > 20% ∴ 準則適合  
 (3) 環境施設 E1 / S × 100 = 3,000 / 10,000 = 30% > 25% ∴ 準則適合

[例3] 既存工場の届出(単一業種)

※S49.6.28以前に設置された特定工場(単一業種)が、変更を行う場合。

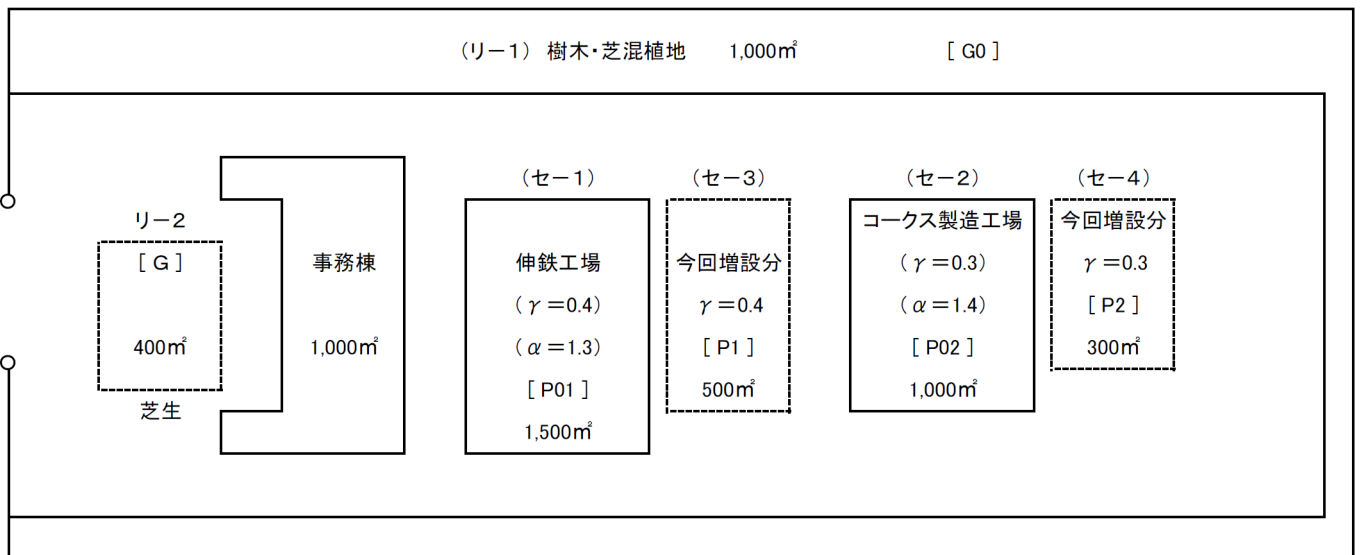


区 分	施設番号	面積(㎡)	区 分	施設番号	面積(㎡)
敷地面積 (S)		10,000	今回届出までに設置している緑地面積 (G0)	リ-1	1,000
S49.6.28以前の生産施設面積 (P0)	セ-1	1,500	今回届出までに設置している環境施設面積 (E0)	リ-1 カ-1	2,000
S49.6.29～現在までに設置した生産施設面積 (P1)		0	今回設置する緑地面積 (G)	リ-2	300
今回増設する生産施設面積 (P)	セ-2	500			

[例4] 既存工場の届出(2以上の業種)

※ 生産施設面積率 $\gamma$  (0.3~0.75)が異なる2以上の業種に属する工場の場合

※S49.6.28以前に設置された特定工場(2以上の業種)が、変更を行う場合。



区 分	施設番号	面積(㎡)	区 分	施設番号	面積(㎡)
敷地面積 (S)		10,000	今回届出までに設置している緑地面積 (G0)	リ-1	1,000
S49.6.28以前の生産施設面積 (P01, P02)	セ-1 セ-2	1,500 1,000	今回設置する緑地面積 (G)	リ-2	400
今回増設する生産施設面積 (P1, P2) 【※注】	セ-3 セ-4	500 300			

【※注】 準則計算表(既存工場)における「(1)生産施設」欄、「(2)緑地」及び「(3)環境施設」欄それぞれで P1, P2の定義は異なる。  
(P.37,38「Q18.既存工場(複数業種)に適用される準則はどのようなものですか?」にて、P i の説明を参照のこと)

※ 第2回目以降の届出も引き続きこの様式に記載していくこと。[例1][例2]の場合

準則計算推移表

会社工場名		〇〇(株) 福岡 (工場)							
設置場所		福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地 〒□□□-□□□□							
		TEL - - (団地名なし)				団地特例		有 (無)	
担当者		総務課 福岡 太郎		代表業種名		鉄鋼業(伸鉄業) 石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業)			
細分類番号		(P1)2235	(P2)1731	( )	( )	( )	( )	( )	( )
γi		0.4	0.3						
届出回数	整理番号	業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積		備考
	受理年月日 敷地面積		当該変更面積	変更後面積	当該変更面積	変更後面積	当該変更面積	変更後面積	
1	57福岡第〇〇号								
	S57.〇.〇	P1		1,000		2,000		3,000	※単一業種の場合
	10,000								
2	4福岡第〇〇号								
	H4.〇.〇	P1	+500	1,500	0	2,000	0	3,000	
	10,000								
-----									
1	57福岡第〇〇号	P1		1,000					
	S57.〇.〇	P2		1,000					※2種兼業の場合
	10,000	計		2,000		2,000		3,000	
2	4福岡第〇〇号	P1	+500	1,500					
	H4.〇.〇	P2		1,000					
	10,000	計	+500	2,500		2,000		3,000	
3									
.									

[例1]  
新設工場  
[単一業種]

[例2]  
新設工場  
[2以上の業種]

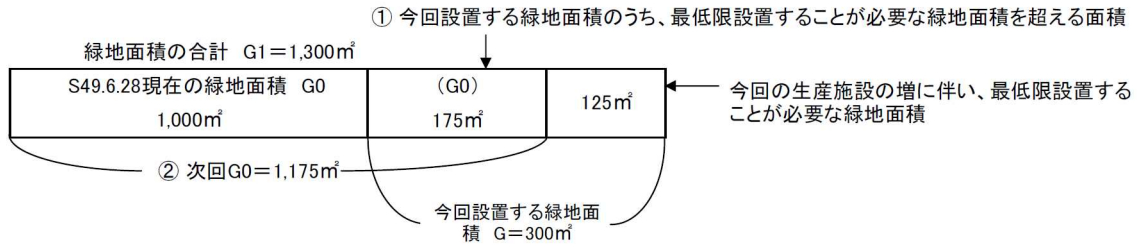


※ 第2回目以降の届出も引き続きこの様式に記載していくこと。[例3][例4]の場合

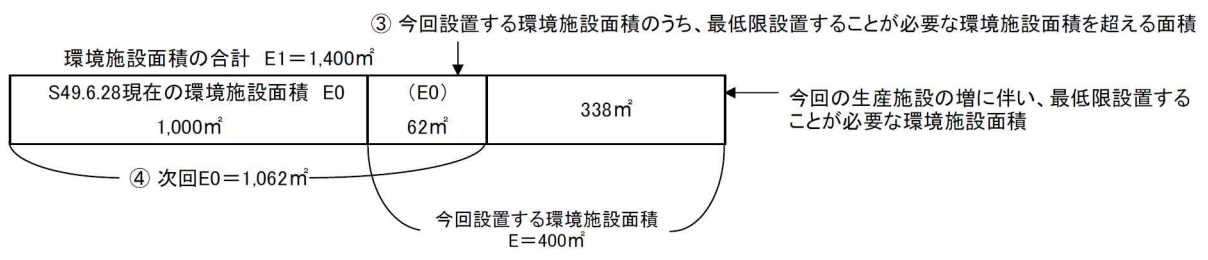
### 準則計算推移表

会社工場名	〇〇(株) 福岡 (工場)								
設置場所	福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地 〒□□□-□□□□								
	TEL	-			(団地名なし)	団地特例	有 無 <input checked="" type="radio"/>		
担当者	総務課 福岡 太郎			代表業種名					
					鉄鋼業(伸鉄業) 石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業)				
細分類番号	(P1)2235	(P2)1731	( )	( )	( )	( )	( )		
P0i	1,500	1,000	※ 既存工場が単一業種から2以上の業種に変更になる場合、当該変更業種の「P0i」及び「αi」の欄については斜線を引くこと。						
γi	0.4	0.3							
αi	1.3	1.4							
今回届出時の増設可能生産施設面積	(計算式) $\gamma(S-P0/\gamma\alpha)-P1=0.4(10,000-1,500/0.4\times 1.3)-0=2,846$				G0	1,000			
					E0	2,000			
届出回数	整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G1	当該E設置	E1	備考
	受理年月日	種	当該変更面積	変更後面積	(G0)	(次回G0)	(E0)	(次回E0)	
	敷地面積								
[例3] 既存工場 [単一業種]	4福岡第〇〇号								
	H4.〇.〇	P1	+500	2,000	300	1,300	300	3,000	
	10,000				(175)	(1,175)	(237)	(2,237)	
			今回設置する緑地面積		緑地面積の合計				
			① 今回設置する緑地面積のうち、最低限設置することが必要な緑地面積を超える面積				② 緑地面積の合計のうち、最低限設置することが必要な緑地面積の合計を超える面積 (G0の累計)		
[例4] 既存工場 [2以上の業種]	4福岡第〇〇号	P1	+500	2,000					
	H4.〇.〇	P2	+300	1,000	400	1,400	400	1,400	
	10,000		+800	3,000	(175)	(1,175)	(62)	(1,062)	
			今回設置する環境施設面積		環境施設面積の合計				
			③ 今回設置する環境施設面積のうち、最低限設置することが必要な環境施設面積を超える面積				④ 環境施設面積の合計のうち、最低限設置することが必要な環境施設面積の合計を超える面積 (E0の累計)		

[例3]



[例4]



短縮申請を行う場合には、次頁「様式第4号短縮申請書」を使用する。

様式第1号

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

90日前までに届出

〇〇年〇〇月〇〇日

八 女 市 長 殿

届出者 〇〇 株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
取締役社長 〇〇〇〇  
代理人 〇〇 株式会社福岡工場  
〇〇市〇〇町〇〇番地  
福岡工場長 〇〇〇〇  
総務課 福 岡 太 郎  
電話(092)(651)1111番

代理人（例えば、工場長、建設会社等）が届出する場合は、代表者からの届出について一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

※ 当該届出に關係のない届出条項は抹消すること。

担当者の部課名  
及び担当者の氏名

実務担当者を記載すること。

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	福岡県 〇〇市 〇〇町 〇〇番地（福岡工場）	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	鋼 板
		変更後	鋼 板
3	特定工場の敷地面積	変更前	10,000 m <sup>2</sup>
		変更後	10,000 m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積 建築面積の中には、事務所などの非生産施設面積もカウントすること。	変更前	4,000 m <sup>2</sup>
		変更後	7,000 m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	▶ 造成工事等（工場敷地の増減）	〇〇年〇〇月〇〇日
		▶ 施設の設置工事	〇〇年〇〇月〇〇日
※ 整理番号		※ 備考	
※ 受理年月日		1. 造成工事等の開始 ① 埋立工事の開始 ex. シートパイルの打ち込み、ケーソンの沈澱等 ② 整地等の造成工事の開始 ex. 土地の掘削、土盛、地ならし	
※ 審査結果	工場敷地の増減 { 未造成……造成着工予定日 造成済……… 移転登記予定日 ・賃貸借の場合は併用開始予定日	2. 施設の設置工事の開始 ex. 当該施設の建築のための基礎打ち作業 ※ 生産施設の面積を伴わない「製品の変更」については、既存の施設の用途変更のための所要工事（製造設備の設置、内装変更等）及び既存の製造設備による新たな製品の生産開始等が該当します。	

小数点以下は切り捨てること。

受理予定日と着工予定日を含めて92日以上経過した日を記載すること。  
※両方とも該当する場合は、両欄とも記載すること。

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第4号

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

おおむね10日前までに届出

〇〇年〇〇月〇〇日

八女市長 殿

届出者

〇〇 株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
取締役社長 〇〇〇〇

代理人

〇〇 株式会社福岡工場  
〇〇市〇〇町〇〇番地  
福岡工場長 〇〇〇〇

担当者の部課名  
及び担当者の氏名

総務課 福岡 太郎  
電話(092)(651)1111番

代理人（例えば、工場長、建設会社等）が届出ける場合は、代表者からの届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

※ 当該届出に關係のない届出条項は抹消すること。

実務担当者を記載すること。

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	福岡県 〇〇市 〇〇町 〇〇番地（福岡工場）		
2	特定情報における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	鋼板	
		変更後	鋼板	
3	特定工場の敷地面積	変更前	10,000	m <sup>2</sup>
		変更後	10,000	m <sup>2</sup>
4	特定工場の建築面積 建築面積の中には、事務所などの非生産施設面積もカウントすること。	変更前	4,000	m <sup>2</sup>
		変更後	7,000	m <sup>2</sup>
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3のとおり		
8	隣接緑地の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等（工場敷地の増減）	〇〇年〇〇月〇〇日	
		施設の設置工事	〇〇年〇〇月〇〇日	
※ 整理番号		※ 備考	1. 造成工事の等開始 ① 埋立工事の開始 ex. シートパイルの打ち込み、ケーソンの沈澱等 ② 整地等の造成工事の開始 ex. 土地の掘削、土盛、地ならし  2. 施設の設置工事の開始 ex. 当該施設の建築のための基礎打ち作業 ※ 生産施設の面積を伴わない「製品の変更」については、既存の施設の用途変更のための所要工事（製造設備の設置、内装変更等）及び既存の製造設備による新たな製品の生産開始等が該当します。	
※ 受理年月日				
※ 審査結果	工場敷地の増減 { 未造成……造成着工予定日 造成済……移転登記予定日 ○興賃借の場合は併用開始予定日			

小数点以下は切り捨てること。

受理予定日と着工予定日を含めて12日以上経過した日を記載すること。  
※両方とも該当する場合は、両欄とも記載すること。

備考 ※印の欄には、記載しないこと。